



事業区分別

社会福祉事業（定款 第1条）		社会福祉法第2条第2項
(1)	第一種社会福祉事業	
(イ)	軽費老人ホーム（ケアハウス）	軽費老人ホーム「ケアハウス月見ヶ丘」
(ロ)	特別養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホーム「ウイズ月見ヶ丘」 特別養護老人ホーム「壱ノ町」
(2)	第二種社会福祉事業	社会福祉法第2条第3項
(イ)	老人居宅介護事業	ヘルパーステーション月見ヶ丘
(ロ)	老人デイサービス事業	デイサービスセンター月見ヶ丘 デイサービスセンター壱ノ町
(ハ)	老人短期入所事業	ウイズ月見ヶ丘 ショートステイ 壱ノ町 ショートステイ
公益事業（定款 42条）		社会福祉法第26条
(1)	特定施設入居者生活介護	「ケアハウス月見ヶ丘」
(2)	介護予防特定施設入居者生活介護	「ケアハウス月見ヶ丘」
(3)	居宅介護支援事業	萩の里介護支援センター 壱ノ町介護支援センター
(4)	塩竈市地域包括支援センター	塩竈市南部・東部地区地域包括支援センター
(5)	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム「ムーンヒルズ」

※ 会計上は、拠点区分があることから、塩竈市地域包括支援センター及び有料老人ホームのみを公益事業としている。